

平成24年(う)第1860号 公務執行妨害・傷害被告控訴事件
被告人 大 高 正 二

訴訟進行に関する申し入れ書

2013年9月30日

上記弁護人弁護士 長 谷 川 直 彦

同 大 口 昭 彦

同 萩 尾 健 太

同 河 村 健 夫

9月18日の公判で、裁判所は不当にも事実調べを打ち切り、次回公判を最終弁論期日と指定した。

しかし、弁護人らは、すでに事実調べ再開の申立をし、証拠調べの請求もなした。次回公判期日は10月11日であり、同日は、この証拠調べに宛てられるべきである。

本件は、公訴の不法受理、不告不理の原則違反、訴訟手続の法令違反、法令適用の誤り、事実誤認と、多くの控訴理由があり、憲法違反もその中で問題となっている。また、当審においても一定の事実調べをなし、それに基づいて、控訴理由が成り立つことがいっそう明らかになった。さらに、当審においても、訴訟手続に関して多くの法令違反、憲法違反が重ねられた。

そのことからすれば、当審において十分な弁論をなすには、次々回の11月12日ではその準備期間が足りず、被告人の防御を十全に為しえない状況にあると言える。

本件の様な争点が多岐にわたり憲法違反の争点も重要となっている事件に於いては、証拠調べ終結から、少なくとも2ヶ月程度、弁論まで期間をおくのが通例である。

本件に於いては、12月ないし1月の然るべき時期に弁論をなすこととされたい。

以上